

勤労者生活分科会における主なご意見

昨年度の勤労者生活分科会における主なご意見①

高齢期における就業の拡大への対応等について

【加入開始可能年齢に関する観点】

- ・ 非課税財形の加入開始可能年齢引上げには、これまで実務上の課題が指摘されてきたが、課題解決に向けたさまざまな検討を進めているところと認識している。よりよい財形制度の実現に向けて、非課税財形の加入開始年齢の引上げをするべき。
- ・ 財形制度の趣旨や、現在、高齢期の就労機会確保の制度が整えられている中で、60歳以降の就業率が上がってきていることを踏まえて、財形年金貯蓄や財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢を引き上げていくべきではないかという議論がされていることは、当然の流れだと考えている。
- ・ 加入開始可能年齢の見直しの必要性については、労働者のニーズを十分に把握するとともに、金融機関が懸念している点についても十分検討しながら、前向きに検討していただきたい。
- ・ 改正高年齢者雇用安定法において、法改正の理由として、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目指すことを目的としている。法改正は、企業に対して定年制の廃止、65歳までの定年の引上げ、希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入を課し、現状では60～64歳の方についてはほぼ現役と考えられる。そうした中で、財形貯蓄だけが非課税制度導入時の55歳定年を前提とした制度設計のままになっており、65歳定年が当たり前となった昨今では、国が目指す働き方、働き続けられる環境の整備と整合性が取れるよう、加入開始年齢を引き上げるべきではないか。
- ・ 財形の加入開始可能年齢について、50代になってから財形貯蓄を始める方がそれなりいる。この世代は氷河期世代で、必ずしも学校卒業後すぐ正社員になれた人ばかりではない。したがって、少し加入開始可能年齢を引き上げることで、多様な働き方をしてきた人もカバーすることができるようになり、多くの方に、安定した生活への道としてこの財形が役に立っていくのではないか。
- ・ 加盟組合においても多くの企業で既に定年延長が進められており、長く働く時代になってきている中で、加入開始可能年齢の引上げには賛成の立場だ。

【金融機関における事務負担の観点】

- ・ 加入年齢の引上げに伴う財形制度への二重加入を防ぐための確認作業について、金融機関の事務負担増加への懸念の声にも配慮した検討をお願いしたい。
- ・ 財形取扱金融機関としては、システム改修等で極力負担のない形になるよう配慮いただきたい。
- ・ 加入開始可能年齢の見直しについては、具体的な案を次回以降の分科会でお示しいただきたい。

昨年度の勤労者生活分科会における主なご意見②

物価や賃金等の変化への対応等について

- ・ 2024年の日銀の金融政策の変更によって金利のある世界となったことで、財形貯蓄をはじめとする預金商品の様子もここ十数年の環境とは大きく変わりつつある。勤労者にとって給与天引きである財形貯蓄は資産形成に非常に優れた商品、制度であると認識しており、金利がついてくる環境となれば、その重要性は今後さらに高まるということが期待される。
- ・ 昨今の物価高、コロナ禍で特に住宅価格というのは高騰しており、住宅資金等に必要な額が増大している一方で、非課税財形の限度額は長年据え置かれている状況である。実態に即した形で、非課税限度額の引上げを検討するべきではないか。
- ・ 財形住宅貯蓄の限度額について、金利や住宅市場の現状を踏まえると、この先、都市部に住宅を持ちたい労働者は、購入額の増加、金利の増加という2つの大きな課題を背負うことになる。そのため、頭金をしっかり積み立てて住宅を購入しなければ、その後の返済に苦しみ、結果として家を手放さざるを得ない世帯が増えることになりかねない。したがって、住宅購入の頭金を積み立てる手段として限度額の引き上げは重要である。
- ・ 財形年金貯蓄の限度額について、多くの労働者が高年齢まで働き続けることを意識する時代となっており、非課税制度の年齢の引上げと併せて上限額を引き上げることにより、積立額の増加は65歳以降の年金受給の繰り下げにもつながる可能性もある。国民にとっても老後の安定した生活に寄与するものになるのではないか。
- ・ 非課税限度額は何十年も据え置かれてきているが、昨今の物価高や住宅価格の高騰を踏まえると、現在の限度額は不十分であるので、社会状況や生活実態を踏まえて、非課税限度額の引上げを検討していただきたい。
- ・ （独）住宅金融支援機構が実施している住宅ローン利用者の実態調査によれば、住宅ローン融資額の取得物件に対する割合が8割以下の人、つまり頭金が2割以上必要となる人の割合は、直近の2026年1月の調査で約46.9%と約半分程度。これは10年前の2017年4月調査結果の22.4%の2倍程度になっている。つまり、頭金が必要な人が大きく増えているという状況にある。
- ・ 住宅金融支援機構が実施しているフラット35利用者調査によれば、例えばマンション購入者の頭金は10年前の2014年度調査では全国平均で837万円であったが、直近の2024年度調査では1,338万円と10年間で約1.6倍になっている。首都圏はさらに顕著で、10年前が916万円、2024年度調査では1,833万円と約2倍になっている。
頭金を必要としている方も増えている中で、財形貯蓄に期待されるころは大きい。

昨年度の勤労者生活分科会における主なご意見③

財形制度における預替え等について

- ・ 非課税財形においては、金融機関の財形業務を廃止等により勤労者の意思によらず解約をせざるを得ず、非課税のメリットを受けられないという状況が生じている。例えば事業主が事務負担軽減の観点から取扱金融機関の数を集約する場合など、勤労者の意思とは関係なく財形契約の継続が困難となる場合については、勤労者に対するセーフティーネットの確保の観点から、他行に預替えすることで、これまで計画的に積み立ててきた財形貯蓄を継続できるなどの措置を講じる必要があるのではないか。

財形制度の普及促進等について

- ・ 中小企業の事業主にとっても、現状、どの業界も人手不足で厳しい中で、人材を確保するという観点から、賃金などの労働条件の改善に必死で取り組んでいるところであり、こうした福利厚生を含めた財形の導入は非常に活用できる余地はあるのではないか。
- ・ 財形制度の導入割合が減ってきており、かつ企業規模が小さいところほど導入の割合は低いということについて、原因をしっかりと分析する必要がある。
- ・ 財形貯蓄制度について、より魅力ある制度に改定しつつ、メリットについても周知を図っていただきたい。特に、財形貯蓄を周知しきれていない小規模な会社への周知を進めるが効果的ではないか。
- ・ 財形制度についての広報活動をより充実させて、財形制度のメリットをしっかりと伝えていく必要がある。
- ・ iDeCoとかNISAといった他の制度に脚光が集まる中で、古くからの財形のメリット、非課税措置等があまり認知度として浸透していないのではないか。
- ・ 世の中の変化に対応するため、ある程度のスピード感を持って検討していくことも必要だ。